

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第67号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

道路占用料の適正化を図るため、次のとおり道路占用料の額を改定するとともに、道路占用料の徴収の対象となる占用物件を追加することとしました。

1 道路占用料の額の改定

占 用 物 件		単 位	占 用 料				
			改 正 前		改 正 後		
			甲	乙	甲	乙	
道路法(以下「法」という。)第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱及びその支柱類		円 3,400	円 1,900	円 3,500	円 1,800	
	電話柱及びその支柱類		2,000	1,100	2,100	据置き	
	その他の柱類		150	85	210	110	
	線 類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	20	11	30	15
		地下電線その他地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	10	6	13	7
	変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	1,500	800	2,000	1,000
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	600	1,200	据置き
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	3,100	1,700	4,100	2,100
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	3,100	1,700	4,100	2,100	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	管 路	外径が0.07メートル未満のもの	140	60	90	45	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			130	65	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	170	85	190	95	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	200	110	240	120	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	410	220	370	190	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			490	250	

		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		1,000	560	870	440	
		外径が 0.7 メートル以上 1メートル未満のもの				1,200	600	
		外径が 1 メートル以上の もの		2,000	1,100	据置き	1,000	
	そ の 他 の も の			2,000	1,100	1,100	550	
法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設				3,100	1,700	4,100	2,100	
法第 32 条 第 1 項第 4 号に掲げ る施設	ア ー ケ ー ド		占用面積1平方メー トルにつき1年	380	260	据置き	190	
	日 よ け 類			1,900	1,220	据置き	950	
法第 32 条 第 1 項第 5 号に掲 げる施設	地下街 及び地下 下室	階 数 が 1 の も の		A×0.003		A×0.004		
		階 数 が 2 の も の		A×0.005		A×0.006		
		階 数 が 3 以 上 の も の		A×0.006		A×0.007		
	そ の 他 の も の			3,100	1,700	4,100	2,100	
道 路 法 施 行 令 (以下 「令」とい う。)第 7 条第 1 号 に掲げる 物件	標 識			1 本につき 1 年	2,500	1,350	3,300	1,700
	旗 ざ お			1 本につき 1 月	1,700	760	据置き	850
	幕 (令第 7 条第 2 号に掲げる工事用 施設であるものを除く。)			その面積1平方メー トルにつき1月	1,700	760	据置き	850
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設				占用面積1平方メー トルにつき1月	310	170	410	210
令第 7 条 第 6 号に 掲げる施 設	建 築 物	階 数 が 1 の も の	占用面積1平方メー トルにつき1年	A×0.005		A×0.011		
		階 数 が 2 の も の		A×0.006				
		階 数 が 3 の も の		A×0.008				
		階 数 が 4 以 上 の も の		A×0.009				
	そ の 他 の も の			A×0.005	A×0.008			

備考 1 甲の欄は都市計画法に規定する市街化区域に存する道路の占用について、乙の欄はその他の区域に存する道路の
占用について、それぞれ適用します。

2 「電話柱」とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除くもの
とします。

3 「A」とは、近傍類似の土地の時価をいいます。

2 占用料の徴収の対象となる占用物件の追加

占 用 物 件		単 位	占 用 料	
			甲	乙
郵便差出箱及び信書便差出箱		1 個につき 1 年	円 1,700	円 850
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,100	2,100
令第 7 条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建 築 物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A × 0.011	
	その他のもの		A × 0.008	
令第 7 条第 9 号に掲げる器具		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A × 0.025	

備考 1 甲の欄は都市計画法に規定する市街化区域に存する道路の占用について、乙の欄はその他の区域に存する道路の占用について、それぞれ適用します

2 「A」とは、近傍類似の土地の時価をいいます。

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしました。

なお、1 の改定に伴い、市長は、平成 21 年度前から継続して道路の占用の許可を受け、又は道路の占用の協議が成立している占用物件について、改定後の占用料の額が当該占用物件に係る改定前の占用料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該改定後の占用料の額を減額することができることとしました。

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第 67 号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

第8条中「の施行について」を「において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し」に改める。

別表備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		単 位	占 用 料		
			甲	乙	
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	電柱及びその支柱類	1本につき1年	円 3,500	円 1,800	
	電話柱及びその支柱類		2,100	1,100	
	その他の柱類		210	110	
	線 類	共架電線その他上空に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	30	15
		地下電線その他地下に設けるもの		13	7
	変 圧 器	路上に設けるもの	1個につき1年	2,000	1,000
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	600
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,100	2,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,700	850
	広 告 塔		表示面積1平方メートルにつき1年	17,000	8,500
そ の 他 の も の		占用面積1平方メートルにつき1年	4,100	2,100	
	外径が0.07メートル未満のもの		90	45	

法第32条第1項第2号に掲げる物件	管 路	外径が 0.07 メートル以上 0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130	65
		外径が 0.1 メートル以上 0.15メートル未満のもの		190	95
		外径が 0.15 メートル以上 0.2メートル未満のもの		240	120
		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		370	190
		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		490	250
		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		870	440
		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		1,200	600
		外径が1メートル以上のもの		2,000	1,000
そ の 他 の も の		占有面積 1 平方メートルにつき1年	1,100	550	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占有面積 1 平方メートルにつき1年	4,100	2,100	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	ア ー ケ ー ド		占有面積 1 平方メートルにつき1年	380	190
	日 よ け 類			1,900	950
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占有面積 1 平方メートルにつき1年	$A \times 0.004$	
		階数が 2 のもの		$A \times 0.006$	
		階数が 3 以上のもの		$A \times 0.007$	
	上空又は地下に設ける通路			8,600	4,300
そ の 他 の も の			4,100	2,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設		占有面積 1 平方メートルにつき1年	4,100	2,100	
	看板（アーチであるものを除く。以下同じ。）		表示面積 1 平方メートルにつき1年	7,200	3,600
	標 識		1 本につき 1 年	3,300	1,700
	旗 ざ お		1 本につき 1 月	1,700	850
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		その面積 1 平方メートルにつき1月	1,700	850

道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	ア ー チ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	17,000	8,500
		その他のもの		8,600	4,300
	ぼ ん ぼ り	外径が1.5メートル未満のもの	1 本につき 1 月	3,100	1,600
		外径が1.5メートル以上のもの		4,200	2,100
	添 加 広 告 物		表示面積1平方メートルにつき1年	11,900	6,000
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	1,700	850	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1月	410	210	
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建 築 物		占用面積1平方メートルにつき1年	A×0.011	
	その他のもの			A×0.008	
令第7条第9号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	A×0.025		
その他の工作物，物件及び施設		別に定める。			

別表備考1中「地域」を「区域」に改め、同備考中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 「電話柱」とは、電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(平成21年度前から継続して占有している物件に係る占有料の減額)

- 3 市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても道路法第32条第1項若しくは第3項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受け、又は同法第35条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議が成立している占有物件について、改正後の条例の規定により算定した平成21年度の占有料の額が、この条例による改正前の京都市道路占有料条例の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の占有料の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占有物件に係る同年度以降の各年度の占有料の額を減額することができる。

(建設局土木管理部道路河川管理課)